

福島地方水道用水供給企業団公告第12号

福島地方水道用水供給企業団会計規程（平成15年管理規程第8号）第103条及び第117条により、福島地方水道用水供給企業団を発注者として一般競争入札又は指名競争入札の方法により、工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）、業務委託の請負（以下「業務委託」という。）並びに物品の購入及び修繕（以下「物品調達」という。）の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期等を次のとおり定める。

令和4年9月5日

福島地方水道用水供給企業団
企業長 木 幡 浩

1 受付期間

令和4年10月3日（月）から令和4年11月18日（金）までとする。

2 申請方法

書留郵便又はレターパックによる提出とする。

3 送付先

〒960-0201

福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1

福島地方水道用水供給企業団 総務課契約管財係

4 資格の認定及びその有効期間

資格は申請書等により審査のうえ企業長が認定するものとし、当該資格の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

5 申請できない者

(1) 成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人並びに破産者でその復権を得ない者

(2) 福島地方水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者

ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者

ウ 競争入札又はせり売りにおいて、公正な価格の成立を書し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

エ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

オ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは契約締結を委任する事務所の代表者をいう。（以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者（当該その者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員であるものを含む。）

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(4) 法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

(5) 国税及び都道府県税並びに市町村税を滞納している者

(6) 企業団との契約において、業務の請負契約又は物品調達の契約に関して保証した者が故意にその義務を逃れた場合において、その事実があった日から3年を経過していない者

(7) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載した者

(8) 審査基準日（必要な審査の基準となる日。以下同じ。）の直前において、2営業年度を有しない者

(9) 審査基準日の直前2年の営業年度にわたって完成工事高又は取扱高のない者

(10) 工事等については、社会保険等に参加していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者は除く。）

6 その他必要な事項は別に定める。